

旭川市における成年後見制度利用 促進に向けた体制整備について

令和3年5月28日

第152回 市町村職員を対象とするセミナー

旭川市福祉保険部福祉保険課

旭川市社会福祉協議会 旭川成年後見センター

旭川市の概要

- 人口（令和3年4月1日現在）：329,822人
- 面積：747,60平方キロメートル
- 高齢者人口：112,962人／高齢化率：34.2%
- 見どころ
 - ・旭山動物園：全国的に有名な日本最北の動物園
 - ・三浦綾子記念文学館：「氷点」で有名な三浦綾子さんの記念館です。
 - ・男山酒造り資料館：地酒「男山」の蔵元にあるお酒の資料館です。
- 自慢品／特産品
 - ・ラーメン、ユーカラ織り、旭川家具、清酒など



旭川市シンボルキャラクター※
あさっぴー

旭川成年後見支援センターの概要

【基本情報】

開設：平成25年5月

旭川市が社会福祉法人旭川市社会福祉協議会に委託して開設。

開設時間：月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時15分

職員体制：相談員4名（センター長含む）

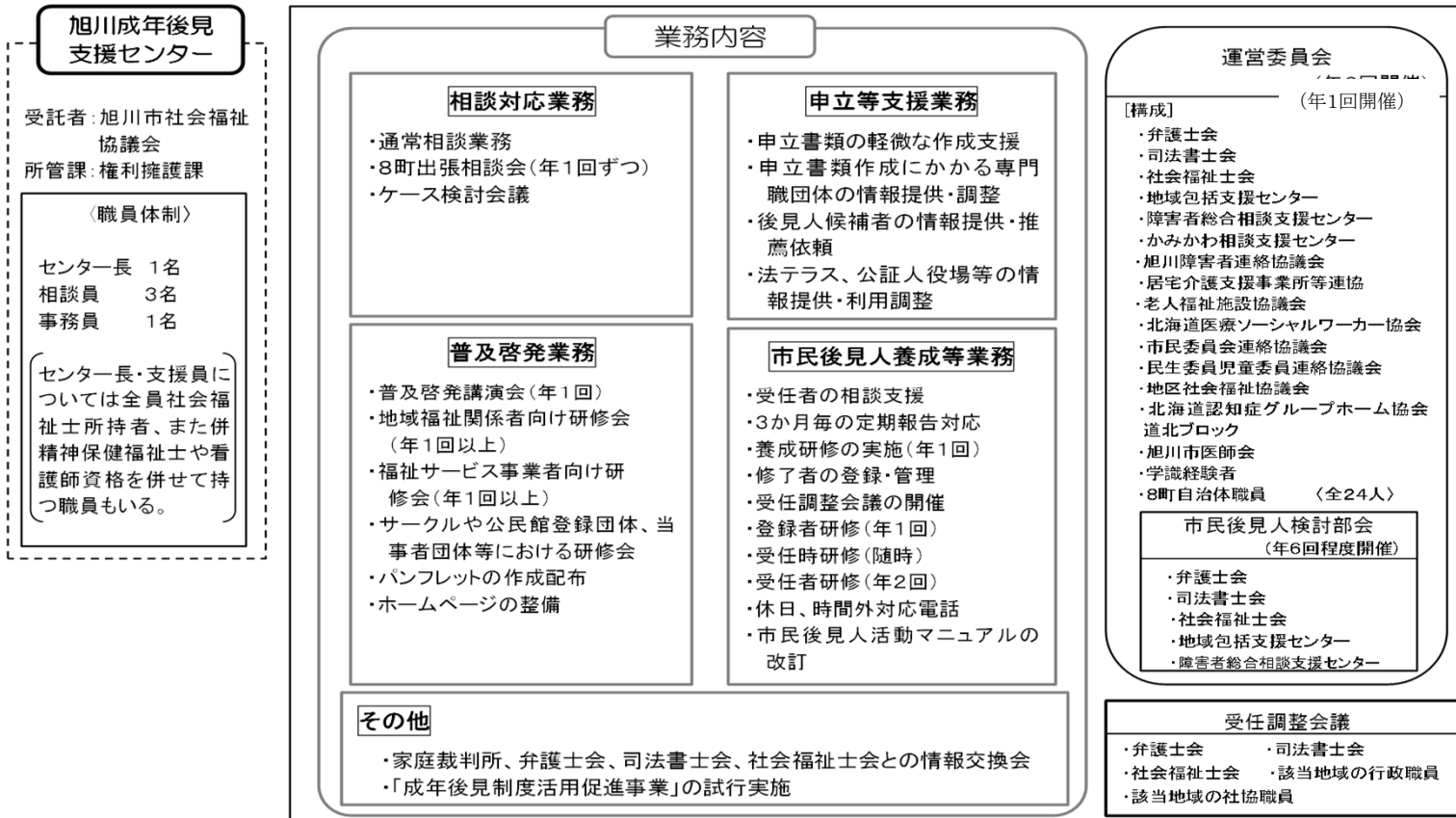
→ 社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員資格所持者
事務職員1名

支援地域：旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町
愛別町・上川町・東川町・美瑛町

旭川成年後見支援センターの概要

【組織体制】

旭川成年後見支援センター概要図



旭川成年後見支援センター開設までの取組

時期	概要
2010（H22）年 10月	1市7町で上川中部定住自立圏形成協定を締結。
2011（H23）年 11月	旭川福祉後見支援研究会が、ニーズ・実態調査を実施、検討報告書「～『地域社会が支える成年後見制度』の実現を目指して～」により旭川市に提言。
2012（H24）年	旭川市が「成年後見制度利用支援体制検討委員会」を設置、旭川成年後見センター（仮称）の構想を検討。
2013（H25）年	旭川成年後見支援センターを設置、旭川市社協が運営を受託。市民後見人養成事業を開始。
2014（H26）年	1市8町で上川中部定住自立圏形成協定を締結。市民後見人の受任開始。
2019（H31）年 3月	第4期旭川市地域福祉計画に、成年後見制度利用促進市町村計画を位置付けて策定、既存のセンターの仕組みを活かし、中核機関の設置を定めた。

旭川成年後見支援センター開設までの取組

旭川市が検討を始めたきっかけは？

旭川福祉後見支援研究会（※）によるニーズ・実態調査

必要があるにも関わらず成年後見制度利用に至っていない潜在的なニーズを持つ方が2,000名以上いることが判明

提 言

「初期相談から利用支援まで一体とした取り組み、関係する諸機関・団体がネットワークを形成し、活動展開が可能となるような『公的な専門機関設置』が必要。

旭川市 提言を受け検討委員会を設置

※当事者団体や専門職、福祉団体を中心とした有志団体

旭川成年後見支援センター開設までの取組

センター設置に向けた準備事項

- 圏域のニーズ調査
- 圏域住民への普及啓発
- 家庭裁判所や3士会，社会福祉協議会との協議
 - 体制構築検討（相談体制，実施業務，運営委員会，受任調整会議，市民後見人検討部会）
 - 市民後見人の要件，受任案件，受任形態の検討
 - 市民後見人養成と活用方法の検討
 - マッチングの検討
- 利用支援事業の整備（首長申立，報酬助成）
- 広域自治体の合意形成（連携方法，町社協との連携etc.），協定締結
- 国の利用促進基本計画の内容検討 など

旭川成年後見支援センター開設までの取組

1市8町定住自立圏の枠組みを活用！

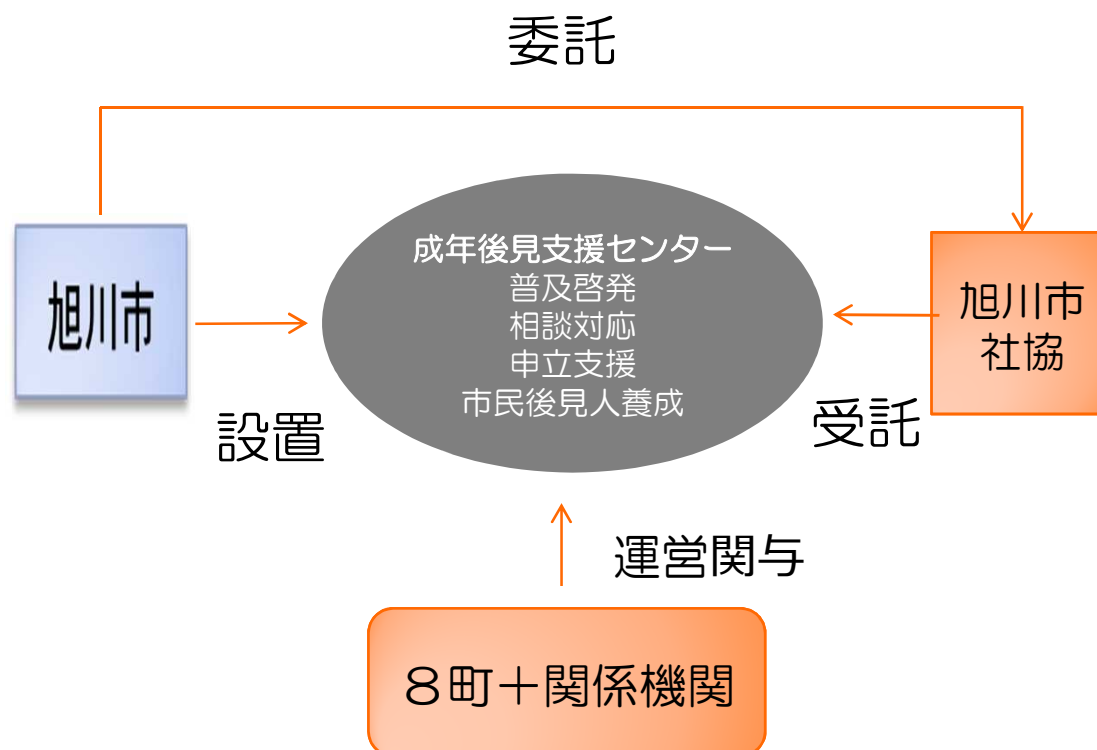
各市町が単独で専門職員の配置や市民後見人の養成を行うことは非効率的であることから、旭川市が中心となってセンターを設置し、上川中部圏域における総合的な利用支援を行えるよう、上川中部定住自立圏域（1市8町）で成年後見推進事業の実施に関する協定を締結。

事業実施要領にて、中心市である旭川市が支援機関（センター）を設置し、事務局を旭川市に置くことを定めた。

自治体名	人口（人）	自治体名	人口（人）
旭川市	334,070	上川町	3,510
鷹栖町	6,821	東川町	8,380
東神楽町	10,334	当麻町	6,400
比布町	3,676	美瑛町	9,912
愛別町	2,723	（R2.1.1現在）	

旭川成年後見支援センター開設までの取組

旭川成年後見支援センター運営イメージ



社協との委託契約は、定住自立圏域の中心市で事務局を担う旭川市が行う。

協議会等合議体の体制

○協議会の整備

(方向性)

既存のセンター運営委員会を位置づける

※参考：運営委員会構成メンバー

弁護士会，司法書士会，社会福祉士会，老人福祉施設協議会，市民委員会連絡協議会，民生委員児童委員連絡協議会，認知症グループホーム協会，地域包括支援センター，居宅介護支援事業所等連絡協議会，障害者連絡協議会，障害者総合相談支援センター，ソーシャルワーカー協会，医師会，旭川大学，8町 など

オブザーバー：家庭裁判所，法テラス，北海道社会福祉協議会

協議会等合議体の体制

- 運営委員会
- 市民後見人検討部会
- 受任調整会議
- 相談対応に係る対応（申立支援含む）
- 市民後見人養成研修（3土会、相談機関、行政職員等）
- 市民後見人受任時研修（3土会）
- 市民後見人受任者研修（3土会等）
- 市民後見人候補者定期研修（要望に応じて）
- 市民後見人活動にかかる対応
- 普及啓発等の協力
- 法人後見に係る意見交換



市町村計画について

第4期旭川地域福祉計画

成年後見制度利用促進法
に規定する市町村計画と
位置づけ

暮らしを支える地域福祉施策の推進

地域における権利擁護の体制の整備

成年後見制度の利用
促進

- チームの整備
- 協議会の設置
- 中核機関の設置

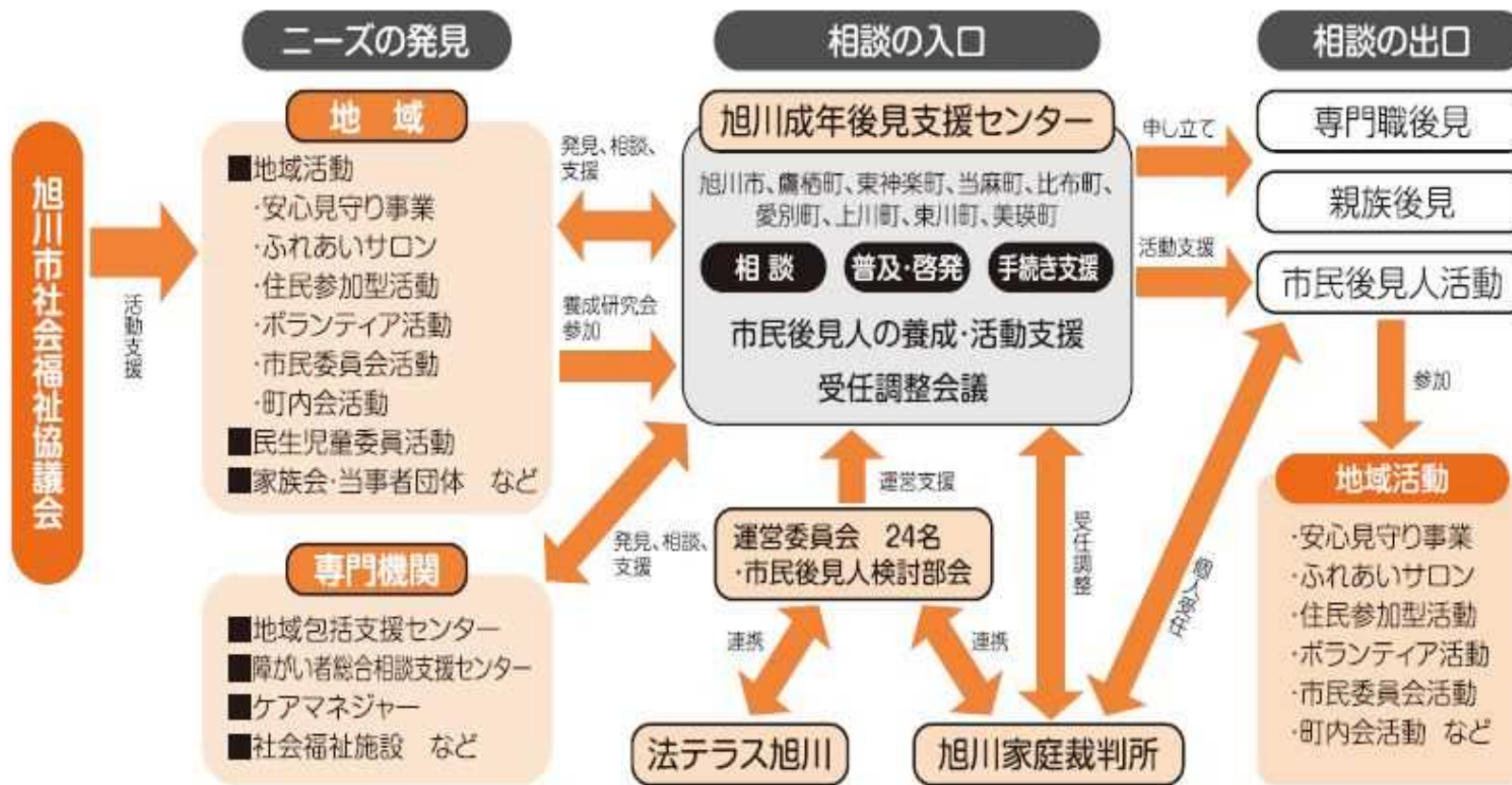
連携

旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画

地区社会福祉協議会実践計画

広報・相談機能について

広報・制度の普及啓発活動やケースのアセスメントに関しては、センターが直接行っている



旭川成年後見支援センター業務内容

- ①成年後見制度にかかる相談対応
- ②申立て手続きの支援
- ③成年後見制度の普及啓発活動
- ④市民後見人の養成および活動支援
(相談対応)

旭川成年後見支援センター業務内容

①成年後見制度にかかる相談対応

- アセスメントシートに基づいた本人情報の聴き取り
- 制度の説明
目的、類型による違い、後見制度でできることとできないこと、申立の流れ、申立費用、申立書類の記載方法や必要書類の説明、後見人の責務、制度利用をする際の注意点 等
- 今後の方向性検討
制度利用の必要性があるか、診断書の作成病院をどうするか、申立人はどうするか、書類作成は誰が行うか、後見人候補者の予定、本人への説明をどのように行うか(初回面談時に本人不在の場合) 等

旭川成年後見支援センター業務内容

①成年後見制度にかかる相談対応



※市民後見人からの相談は除く

※同日に同一ケースについて複数の相談を受けても「1件」でカウントする

旭川成年後見支援センター業務内容

②申立て手続きの支援

- 本人や親族が申立書類作成を行う場合の軽微な作成支援
- 専門職団体(弁護士会、司法書士会)へ書類作成依頼
- 法テラスの利用調整
- 診断書作成病院の調整
- 後見人等候補者調整支援→専門職団体への後見人候補者推薦依頼
- 関係機関との連携 等

※案件によって対応は様々である。

<参照>

R1年度：505件（実55人）

R2年度：427件（実57人）

旭川成年後見支援センター業務内容

③成年後見制度の普及啓発活動

- 「普及啓発講演会」の開催
- 地域福祉関係者向け研修会の開催
- 福祉サービス事業所向け研修会の開催
- サークルや公民館登録団体、当事者団体等における研修会の開催（出前講座）

<参照>

R1年度：33回

R2年度：11回

旭川成年後見支援センター業務内容

④市民後見人の養成および活動支援(相談対応)

<市民後見人とは>

- 市民後見人は、認知症や障害等で判断能力が十分ではない方を支援する市民のことをいう。同じ地域の市民が後見人になることで、住み慣れた地域でのきめ細かな後見活動が可能である。

制度を必要とする人の立場に立ち、生活を支援するために何が最善かを考えることができる市民後見人は成年後見制度の新たな担い手として期待されている。

他の後見人(親族後見人や専門職後見人)と同様の責務がある。

- 旭川市では平成25年から養成が始まり、平成26年に初めて市民後見人が受任をした。

旭川成年後見支援センター業務内容

④市民後見人の養成および活動支援(相談対応)

旭川成年後見支援センターにおける市民後見人像

1 定義

市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、行政が設置する旭川成年後見支援センターによる養成と活動の支援を受けながら市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手である。

2 受任案件の対象

紛争性がない方、高額な財産を持たない方、頼れる親族がない方、コミュニケーションに専門的な技術を要しない方 等

旭川成年後見支援センター業務内容

④市民後見人の養成および活動支援(相談対応)

旭川成年後見支援センターにおける市民後見人像

3 受任形態

個人受任（専門職等との複数後見も可能）

4 報酬

申立は妨げない

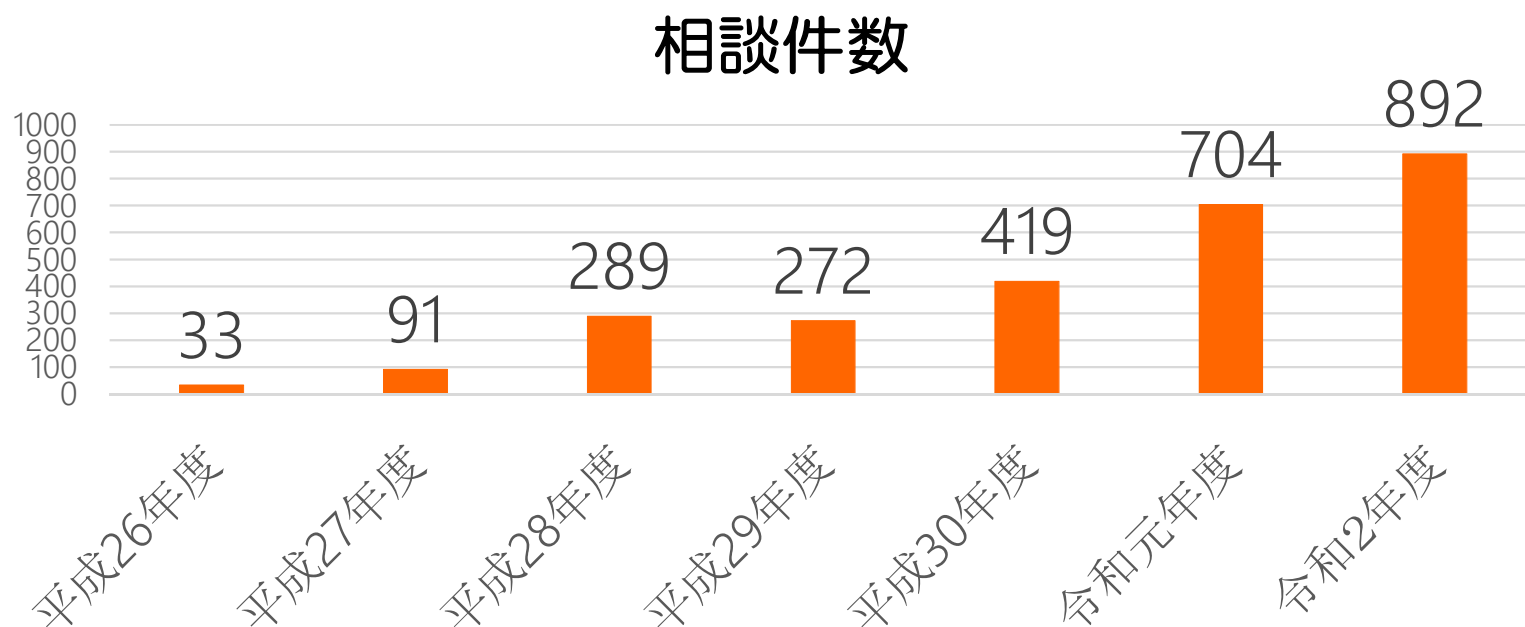
5 支援体制

旭川成年後見支援センターによる24時間、365日の支援体制

→旭川市社協、専門職団体の機能を最大限に活用

旭川成年後見支援センター業務内容

④市民後見人の養成および活動支援(相談対応)



旭川成年後見支援センター業務内容

④市民後見人の養成および活動支援

＜市民後見人の養成・活動状況＞

(人)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	総数
(1) 市民後見人養成研修説明会	75	58	48	48	69	38	58	55	449
(2) 市民後見人養成研修参加者	26	27	18	21	30	13	23	26	184
(3) 市民後見人養成研修修了者	26	22	15	21	24	11	19	25	163
(4) 家庭裁判所名簿提出者(センター登録者)	16	21	15	20	22	9	18	18	115 (辞退者24人)
(5) 受任者	/	2	2	4	1	6	10	14	27 (受任終了12人)

本施策に取り組むことの意義や効果

市民が制度を活用する際のポイント

中核機関の設置＋利用支援事業（首長申立て，報酬助成）

○ 中核機関

設置には，専門職（司法関係者）や福祉関係者など人的資源を要するため，自治体によってはその確保に苦慮する面もあると思うが，広域連携等の手法で工夫することにより，それらを補えると考ええる。

○ 利用支援事業

後見人決定後の報酬が担保されるため，受任しやすい環境が整い，安定した担い手確保につながっていくものと考ええる。

課題及び今後の見通し

～課題～

- ①成年後見制度への市民ニーズの高まりや市民後見人受任件数の増加から、中核機関にかかる負担の増加
- ②市長申立や報酬助成の増に伴う事務量や予算増
- ③市民後見人の登録者の高齢化、登録しているが受任していない市民後見人のモチベーションの維持
- ④後見開始までの支援

ありがとうございました

